

(第21号議案)

中野区障害者福祉会館条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における、厚生労働大臣が定めるとの規定及び厚生労働省令は、主務大臣及び主務省令に改める。

2 新旧対照表

中野区障害者福祉会館条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第3条の2（略） （利用者負担）	第1条～第3条の2（略） （利用者負担）
第3条の3 前条第1項に規定する者（同項に規定する措置に係る者を除く。）が第2条第1号に掲げる事業を利用するときは、法第29条第3項に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の介護給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。	第3条の3 前条第1項に規定する者（同項に規定する措置に係る者を除く。）が第2条第1号に掲げる事業を利用するときは、法第29条第3項に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の介護給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。
2 前条第2項に規定する者（同項に規定する措置に係る者を除く。）が第2条第2号に掲げる事業を利用するときは、法第29条第3項に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の訓練等給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。	2 前条第2項に規定する者（同項に規定する措置に係る者を除く。）が第2条第2号に掲げる事業を利用するときは、法第29条第3項に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の訓練等給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。
第3条の4～第12条（略） 附則（略）	第3条の4～第12条（略） 附則（略）

中野区立弥生福祉作業所条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略) (利用者負担)</p> <p>第4条 前条第1号に規定する者が第2条第1号から第2号までに掲げる事業を利用するときは、法第29条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。</p> <p>第5条～第11条 (略) 附則 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (利用者負担)</p> <p>第4条 前条第1号に規定する者が第2条第1号から第2号までに掲げる事業を利用するときは、法第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。</p> <p>第5条～第11条 (略) 附則 (略)</p>

中野区立かみさぎこぶし園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略) (利用者負担)</p> <p>第4条 前条第1項第1号に規定する者が施設を利用するときは、法第29条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の介護給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第11条 (略) 附則 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (利用者負担)</p> <p>第4条 前条第1項第1号に規定する者が施設を利用するときは、法第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の介護給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第11条 (略) 附則 (略)</p>

中野区仲町就労支援事業所条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第8条 (略) (利用者負担)</p> <p>第9条 第3条第1号に規定する者が、第2条第1号又は第2号に掲げる事業を利用するときは、法第29条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の訓練等給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。</p> <p>第10条～第12条 (略) 附 則 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略) (利用者負担)</p> <p>第9条 第3条第1号に規定する者が、第2条第1号又は第2号に掲げる事業を利用するときは、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の訓練等給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。</p> <p>第10条～第12条 (略) 附 則 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。